



## 短時間勤務制度を利用した正職員の 常勤配置の取扱いについて

基本診療料並びに特掲診療料の施設基準等における常勤配置に対する従業員の確保に苦労した経験はありませんか？

今回は短時間勤務制度を利用した正職員の常勤配置の取扱いについて解説致します。

### ■ そもそも常勤の定義って？

労働基準法により変形労働時間制を敷かない場合において、1日8時間1週間40時間以内の労働が義務付けられています。各医療機関や事業所にて取り決められた所定労働時間を通じて勤務する従業員のことを言います。

### ■ 常勤配置の取扱いの明確化（2016年診療報酬改定事項）

#### 第1 基本診療料の施設基準等

8 基本診療料の施設基準等における常勤配置とは、従事者が労働基準法（中略）取得中の期間において、当該施設基準等において求められる資質を有する複数の非常勤従事者の常勤換算後の人員数を原則として含めるものであること。

また、正職員として勤務する者について、育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置が講じられ、当該労働者の所定労働時間が短縮された場合にあっては、週30時間以上の勤務で常勤扱いとすること。

上記より、育児休業等の従事者が短時間勤務制度を利用し正職員として勤務する場合、育児・介護休業法で定める期間について、**週30時間以上の勤務で常勤としてのカウントすることが可能**となっています。

### ■ 事業主が講ずべき措置を実施することより対象となり得る従業員

- ・ 3歳に満たない子を養育する労働者
- ・ 要介護状態にある対象家族を介護する労働者
- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者

### ■ 基本診療料並びに特掲診療料の施設基準等の一例

入院基本料

#### 5 営業管理体制の基準

当該病院である保険医療機関（略）内に、**常勤の管理栄養士が1名以上配置**されていること。

事業主が講ずべき措置（短時間労働制度整備や家族の介護を行う労働者に対する措置等）を実施することにより、現従業員数での配置基準の充足や新たな人員確保に繋がる可能性が考えられます。

また、柔軟な働き方への整備が求められている今日、ES（従業員満足）向上等の観点からも、一度検討してはいかがでしょうか？

## ■ 育児・介護休業法第23条第1項・第3項、第24条のポイント

### 第23条第1項 所定労働時間の短縮措置（短時間勤務制度）

- ・ 事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる、所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置（短時間勤務制度）を講じなければなりません。
- ・ 短時間勤務制度の対象となる労働者は、次のすべてに該当する労働者です。
  - ① 1日の所定労働時間が6時間以下でないこと
  - ② 日々雇用される者でないこと
  - ③ 短時間勤務制度が適用される期間に現に育児休業をしていないこと
  - ④ 労使協定により適用除外とされた以下（省略）の労働者でないこと
- ・ 短時間勤務制度は、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとしなければなりません。

### 第23条第3項 対象家族の介護のための所定労働時間の短縮等の措置

- ・ 事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、就業しつつ対象家族の介護を行うことを容易にする措置として、連続する3年間以上の期間における所定労働時間の短縮等の措置を講じなければなりません。
- ・ 介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、2回以上の利用ができる措置としなければなりません。

### 第24条第1項 小学校就学の始期に達するまでの子の養育する労働者に関する措置

- ・ 事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、労働者の区分に応じて定める制度又は措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努力しなければなりません。
- ・ 事業主は、育児に関する目的で利用できる休暇制度（いわゆる配偶者出産休暇や、子の行事参加のための休暇など）を設けるよう努力しなければなりません。

### 第24条第2項 家族の介護を行う労働者に対する措置

- ・ 事業主は、家族を介護する労働者について、介護休業の制度もしくは介護休暇に関する制度又は所定労働時間の短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるよう努力しなければなりません。

出典：厚生労働省 育児・介護休業法のあらまし

株式会社ユアーズブレイン 医療経営コンサルティング部は、医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、中国・四国地方を中心に、大学病院クラスから地域密着型の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問合せ…TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp 担当：大迫・真鍋・山根